

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の変更許可申請	(循環型社会推進課)	一
○平成二十九年ブルセラ病及び結核病の検査の実施	(畜産課)	二
○平成二十九年ヨーネ病の検査の実施	(同)	二
○平成二十九年アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	二
○平成二十九年伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	三
○平成二十九年豚コレラの検査の実施	(同)	三
○平成二十九年オースキー病の検査の実施	(同)	三
○平成二十九年高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	四
○平成二十九年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	四
○平成二十九年度馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	四
○平成二十九年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	五
○平成二十九年度腐蛆病の検査の実施	(水産業振興課)	五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(道路課)	五
○道路の区域変更	(都市計画課)	六
○市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	六
○教育委員会定例会の開催	(同)	六

## 告 示

○宮城県告示第二百二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社ジェーエーシー

2 所在地 宮城県石巻市蛇田字新塚寺八十一番地三

3 代表者の氏名 代表取締役 真野 孝仁

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県刈田郡蔵王町大字小村崎字山崎十四番地の一、十四番地の八、十七番地の五及び二十八番地

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設（令第七条第七号）

木くずの破碎施設（令第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

五 申請年月日

平成二十九年二月九日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）

2 縦覧期間 平成二十九年三月七日から平成二十九年四月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十九年四月二十一日

- 2 提出場所 仙南保健福祉事務所（仙南保健所）
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第二百三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病の発生予防
- 二 実施する区域  
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、角田市、七ヶ宿町、村田町、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町、旧鹿島台町及び旧岩出山町の区域）、美里町、栗原市（旧高清水町及び旧一迫町の区域）、登米市（旧東和町、旧米山町及び旧南方町の区域）又は石巻市（旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視

伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的  
ヨ―ネ病の発生予防
- 二 実施する区域  
県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、角田市、七ヶ宿町、村田町、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町、旧鹿島台町及び旧岩出山町の区域）、美里町、栗原市（旧高清水町及び旧一迫町の区域）、登米市（旧東和町、旧米山町及び旧南方町の区域）又は石巻市（旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、蔵王町、山元町、利府町、大衡村、大崎市（旧田尻町の区域）、加美町（旧宮崎町の区域）、色麻町、栗原市（旧築館町の区域）、登米市（旧中田町及び旧豊里町の区域）又は石巻市（旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
- 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）
- 5 共同牧野等に放牧する牛
- 6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚  
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚  
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚  
3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オーエスキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家さん（飼養羽数が百羽以上（ただしようは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年九月九日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第二百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の

所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家さんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬

6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬パラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家セ第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の

所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆<sup>ヌメ</sup>病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第二百十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、雄勝町雄勝湾加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 亘理停車場線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
巨理郡巨理町字新井町七五番四地先から 同郡同町逢隈神宮寺字一郷二四番地先まで		前	六・五 一〇・二	一、四八二・四
後				

○宮城県告示第二百十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十九年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
立町二丁目五番地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十六年三月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
石巻市立町二丁目十二番一、十三番三、十四番三、十五番十一、二十五番一、二十五番三、二十六番一、二十六番二、二十七番、二十七番二、二十七番三、二十八番二、二十八番三、二十九番二、三十番二、三十番三、三十一番二の一部及び三十一番三
- 四 事務所所在地  
石巻市立町二丁目五番四号
- 五 設立認可の年月日  
平成二十六年三月二十四日
- 六 変更認可の年月日  
平成二十九年二月二十八日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年三月七日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成二十九年三月十五日 午後二時三十分  
二場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 第一号議案 職員の人事について
  - 第二号議案 教育功績者表彰について
  - 第三号議案 学校教育法施行細則の一部改正について
  - 第四号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
  - 第五号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二号第一項第五号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について
  - 第六号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
  - 第七号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について
  - 第八号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について
  - 第九号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則の一部改正について
  - 第十号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について
  - 第十一号議案 県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
  - 第十二号議案 自然の家条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
  - 第十三号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会の人事について
  - 第十四号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
  - 第十五号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について
- 四 傍聴者の定員  
十二人
- 五 傍聴手続
- 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
  - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）